諮問番号：令和４年度諮問第２９号

答申番号：令和４年度答申第４２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年４月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、治療のために毎日入浴することから、ガス代や水道代の料金がかかるため、生活保護費を減額する本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が令和３年２月１８日に入院し、入院期間が１か月を超える見込みであることを確認したことから、①入院月の翌月以降生活扶助費について居宅基準生活費から入院患者日用品費に変更する（以下「本件変更決定」という。）こととし、②本件変更決定によって生じた過支給分の保護費について、同年４月分保護費から６回に分割して収入充当する（以下「本件分割決定」という。）旨を審査請求人に通知した上で、同年５月分保護費について９，２９３円の過払充当額を認定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）別表第１第３章１（２）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（３）エのとおり、入院患者日用品費は、病院又は診療所に１か月以上入院する者について計上し、月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上することとされている。

　　　また、局長通知第１０の２（８）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

本件についてみると、①令和３年３月１５日、処分庁は、大阪府内にある○○病院（以下「Ａ病院」という。）からの連絡により審査請求人が同年２月１８日から入院中であることを把握したこと、②同年３月２７日、審査請求人は退院したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人の入院期間は１か月以上であったことから、保護基準別表第１第３章１（２）及び局長通知第７の２（３）エのとおり、審査請求人の入院日の属する月の翌月の初日から入院患者日用品費を計上し、過支給となった令和３年３月分の保護費について、審査請求人に事前の通知を行った上で同年５月分保護費に収入充当額として計上した本件処分を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

また、審査請求人は令和３年３月２７日に退院したことから、処分庁は、局長通知第７の２（３）キのとおり、退院日の翌日から生活扶助費について入院患者日用品費から居宅基準生活費に変更し日割計算しており、当該処分庁の取扱いは、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、毎日入浴するため、ガス代及び水道代の料金がかかる旨を主張するが、本件処分は、保護基準に基づき、審査請求人の基準生活費７７，２４０円、住宅扶助費２９，２００円の合計１０６，４４０円を算定し、前記のとおり過支給となった令和３年３月分の保護費のうち同年５月分保護費に収入充当する額（９，２９３円）及び処分庁が代理納付を行う住宅扶助（２９，２００円）を差し引いた額（６７，９４７円）を審査請求人に支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（３）本件処分の通知書には、処分の理由として、「直近継続処理」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる事実関係や法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

（４）以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（５）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年１２月　２日　　諮問書の受領

令和４年１２月　６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１２月２０日

令和４年１２月２１日　　第１回審議

令和５年　１月２３日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（４）法第２５条第２項は、職権による保護の変更について「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第４項の規定〔書面には、決定の理由を付さなければならない。〕は、この場合に準用する。」と定める。

（５）保護基準別表第１第１章は、年齢別、所在地別等に区分した基準生活費（以下「居宅基準生活費」という。）を定めており、所在地別の級地区分については、大阪府○○○は「１級地－１」に区分される。

なお、審査請求人（４１歳から５９歳の単身世帯）の居宅基準生活費を算出すると、令和３年３月分は７９，８７０円であり、令和３年４月及び５月分は７７，２４０円である。

（６）保護基準別表第１第３章１（２）は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」とし、「ア　病院又は診療所（中略）に１箇月以上入院する者」と定めている。

なお、令和３年３月時点における大阪府内の入院患者日用品費の月額を算出すると、２４，１１０円以内である。

（７）局長通知第７の２（３）アは、「病院又は診療所（中略）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。（後略）」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）局長通知第７の２（３）エは、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合（中略）は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。」と記している。

（９）局長通知第７の２（３）キは、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院（中略）した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行なうこと。（後略）」と記している。

（１０）局長通知第８は、収入の認定（収入充当）について示し、定期収入の取扱いについて記した１において、（５）は、「（前略）収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く６か月以内の期間にわたって分割認定するものとすること。」と記している。

（１１）局長通知第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（中略）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年１２月２５日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）令和３年３月１５日、処分庁は、Ａ病院から、審査請求人が同年２月１８日から入院している旨の連絡を受けた。

処分庁は、審査請求人の入院期間が１か月を超える見込みであることから、同年３月分の保護費について、生活扶助費を居宅基準生活費から入院患者日用品費に変更する本件変更決定を行い、その結果、過支給となる５７，７６０円については、同年４月から９月分の保護費から収入充当（減額調整）する本件分割決定を行った。

なお、本件分割決定による令和３年５月分の保護費に係る収入充当額は、９，２９３円となる。

（３）令和３年３月１５日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件変更決定及び本件分割決定を行う旨を記載した通知書（以下「事前通知書」という。）を送付した。

事前通知書には、理由の欄に「（前略）〔審査請求人〕が令和３年２月１８日に入院し、入院期間が１ヵ月を超える見込みであることを確認したため、（中略）〔局長通知〕第７－２－（３）－エに基づき入院月の翌月以降生活扶助基準を入院患者日用品費に変更すれば生じる３月分の返納額５５，７６０円について、同第１０－２－（８）に基づき、令和３年４月以降の収入充当額として次のとおり取り扱います。（中略）令和３年５月～同年９月：各９，２９３円」と、欄外に「上記変更決定〔本件変更決定〕を行ったとすれば生じることとなる返納額５５，７６０円については、０４月分保護費から０６回で収入充当（減額調整）します〔本件分割決定〕。」と記載されている。

（４）令和３年３月２９日、処分庁は、Ａ病院から審査請求人が同月２７日にＡ病院を退院した旨の連絡を受けた。

処分庁は、この連絡を受けて、①同月２８日付けで、生活扶助費を入院患者日用品費から居宅基準生活費に変更（本件変更決定）すること、②それに伴い、同月分の保護費について日割計算により７，１９４円を追給支給すること等を決定した。

（５）令和３年３月２９日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、前記（４）に係る変更を記載した保護決定通知書（以下「保護決定通知書」という。）を通知した。

保護決定通知書には、保護決定理由の欄に「（前略）〔審査請求人〕が令和３年３月２７日に退院したことにより、（中略）〔局長通知〕第７－２－（１）－イの退院日の翌日より生活扶助基準を入院患者日用品費から居宅〔居宅基準生活費〕に変更するという規定に基づき、３月分の支払済保護費との差額を追加支給します。」と、今回支給額の欄に７，１９４円と記載されている。

（６）令和３年４月２２日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、５月分の生活扶助費（１０６，４４０円）から、５月分の過払充当額である９，２９３円及び代理納付する住宅扶助費（２９，２００円）を減額し、６７，９４７円を支給する本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護決定理由の欄に「直近継続処理」と記載されている。

（７）令和３年７月１９日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記１（６）から（９）のとおり、入院患者日用品費は、病院又は診療所に１か月以上入院する者について計上し、月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から退院の日まで計上することとされている。

また、前記１（１１）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

加えて、前記１（１０）のとおり、収入の認定（収入充当）の取扱いについて、全額を当該月の収入として認定することが適当でない場合は、当該月から引き続く６か月以内の期間にわたって分割認定するものとされている。

上記の保護基準及び処理基準の内容は、法の基本原理（法第１条及び第４条参照）に照らして合理的なものと言える。

（２）本件についてみると、処分庁は、令和３年３月１５日にＡ病院から、審査請求人が同年２月１８日から入院している旨の連絡を受け、入院期間が１か月の見込みであることを確認したことから、入院日の翌月である同年３月分の保護費について、生活扶助費を居宅基準生活費から入院患者日用品費に変更する本件変更決定を行ったことが認められる。また、同月の保護費については、審査請求人に対して既に居宅基準生活費を支給済みで、本件変更決定により５７，７６０円の返納額が生じるため、処分庁は、局長通知で示される収入充当する場合の最大限である６か月の分割期間を適用する本件分割決定を行ったものと推認される。

そうすると、処分庁は、処分庁の裁量の範囲内において、審査請求人の生活の支障を軽減する一定の配慮をして本件処分を行ったと見ることができる。

したがって、本件処分は、保護基準及び処理基準に照らして、生じた返納額を６か月に分割して各月の収入充当額を計上し、そのうち令和３年５月分として収入充当する額を同月の保護費から収入充当（減額調整）して支給したものであり、不合理な点は認められない。

（３）審査請求人は、治療のため毎日入浴することからガス代や水道代の料金がかかるとして、保護費が減額調整されている本件処分の取消しを主張する。

しかしながら、本件処分に違算はなく、審査請求人の主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものとは言えない。

（４）以上のことから、本件処分に違法又は不当は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分について当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分に至る処分庁の処理及び本件処分の理由提示について疑義があるため、以下、付言する。

１　本件審査請求に係る諮問書の添付書類（事件記録）からは、処分庁が本件処分を行うにあたり、審査請求人の生活や治療の状況について調査したり、審査請求人の生活や治療への影響を検討したことが窺えない。

収入充当は保護費の減額調整であり、被保護者の生活にとって影響は大きく、かつ審査請求人は治療中であるため、本件処分により保護費が減額されると、それまでの治療や日常生活を維持できなくなるおそれも否定できない。

処分庁においては、収入充当を適用する場合、被保護者の生活等の状況を十分に把握するとともに、被保護者には、収入充当による過度な不安が生じないよう、例えば、必要に応じて生活福祉貸付金制度を案内するなど適切に対応することを要請する。

２　本件処分の理由の欄には、直近継続処理としか記載されておらず、十分な理由の提示とは言えず、当審査会としても、処分庁は、処分の通知書には、理由を具体的かつ丁寧に明記することが望まれるとの審理員の意見と同意見である。

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子